



東京税理士会日本橋支部会報

第121号

平成21年8月7日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon/>

発行人 支部長 中 島 美 和

編集人 広報部長 高 橋 美 津 子

印刷 (株) 税 経



げいびけい
狛鼻溪・岩手県一関市(広報部)

税界放談

平成21年度も各種の税制改正が行われた。目玉は相続税、贈与税における事業承継税制であるようであるが、圧倒的多数の零細事業者にはあまり関係はないのではと思う。それよりも法人税の軽減税率が下がった方がインパクトが強い。また、交際費等の損金不算入制度の定額控除限度額が600万円に引き上げられた。これなどは平成21年6月19日に法律が成立し、平成21年4月1日以降に終了する事業年度から適用することとなりあまりにもドタバタで事務処理に混乱をきたす。

以前の改正は4月1日以降開始する事業年度からの適用が多かったように思うが、このようなドタバタの改正が選挙目当てでなければ良いのであるが。税制に限らず、各種の改正がそれともし召し雰囲気で行なわれている気がするがこれの良いのであろうか。住宅借入金等特別控除は頻繁に改正され居住年度により減税される額に差がでるなど、国民が等しく平等であるべき基本が景気対策の名のもとに崩れていると思える。

行政経費の負担である、納税に異論はないが、税制があまりにも政治的に使われすぎている気がしてならない。

(T・A)

日本橋支部定期総会は、平成21年6月22日午後3時からロイヤルパークホテル「春海の間」にて開催された。

開会に先立ち、木下総務部長から、平成20年度中に逝去された会員5名の方々に哀悼の意を表したい旨の発言があり、物故者に対して黙祷を捧げた。

東京税理士会 日本橋支部

平成20年度 定期総会



木下総務部長の司会により開会し、議事に先立ち、池上悦次副支部長が開会の辞を述べ、次いで中島支部長より挨拶と会務報告がなされた。

中島支部長は、「2年前に支部長に就任以来、支部事業方針の推進・実現に務めるとともに、研修の充実、福利厚生の実現、広報活動の充実という三つの事業に重点を置き支部活動の運営に当たってきた。これからの2年間、楽しく明るい支部の実現を目指し、皆様とともに手を携え頑張っていく所存であるのでご理解・ご協力をお願いしたい。」と述べた。

議長に成田一正会員を選出して議事に入り、招集日現在、議決権数は819名であり本日の出席者464名（委任状含む）で本総会は、支部規則第22条第1項により適正に成立した旨の説明がなされ議事録署名人には、支部規則第26条に基づき、議長より青木久直会員並びに小畑孝雄会員が指名され議事に入った。

第1号議案 平成20年度事業報告承認の件

第2号議案 平成20年度決算報告承認の件

相互に関連があるため一括で上程、審議され、満場異議無く承認された。

第3号議案 日本橋支部規則の一部改正の件

蟻坂欣一組織部長より、東京税理士会会則が6月17日開催の定期総会で一部改正されたことから「日本橋支部規則」の第30条の2〔次期支部長に選任された者の、就任の日の属する事業年度の事業計画等の審議への参画規程〕、第40条の2〔報酬のある公職にある場合の支部会費免除規定に該当しなくなった場合の届出義務規程〕及び第49条の2〔会員情報の提供規程〕の各規程の新設等並びに「日本橋支部役員選挙規則」の第20条〔選挙期日について、支部役員の任期が満了する前年の12月10日までにを行う規程〕の規程の改正の提案がなされ、挙手多数により原案通り承認可決された。

第4号議案 相談役委嘱の件

平成21年6月22日
於：ロイヤルパークホテル

開催される

中島支部長より、今総会をもって退職する副支部長池上悦次会員におかれては、永年に至る支部運営の功績に対し支部相談役に委嘱いたしたく支部規則第20条により承認を求める旨の提案がなされ、拍手多数にて原案通り承認可決した。

第5号議案 平成21年度事業計画承認の件

第6号議案 平成21年度予算案承認の件

一括上程されいずれも詳細な説明を各担当部長が行い、質疑応答の後いずれも挙手多数にて原案通り承認可決された。

以上各議案は、原案どおり承認され、議事は終了した。

報告事項

- ・荒木慶幸選挙管理委員長より、平成21年度支



部役員選挙の経過並びに当選結果の報告があった。

- ・平成20年度会員表彰は、「東京税理士会日本橋支部表彰規程第2条第1項第3号該当者16名」「東京税理士会日本橋支部表彰規程第2条第1項第4号該当者1名」「日税連表彰規程第3条第1項第5号該当者7名」の披露があり来賓の宮川雅夫東京税理士会副会長から賞状と記念品が贈呈された。
- ・叙勲受賞者披露では、議案書第87頁に記載の平成20年度秋の叙勲受章者2名の他、平成21年度春の叙勲受章者の披露があった。
- ・長寿祝金受贈者11名の披露があった。

最後に、来賓として出席された宮川雅夫東京税理士会副会長、余湖俊治日本橋税務署長及び桑原正志中央都税事務所長から祝辞を頂き平成20年度の支部総会は成功裡に終了した。

各議案の詳細はすでに送付してある議案書を参照してください。

局長功績者表彰受彰御礼（日本橋税務署）

このたび、日本橋税務署は税理士の代理送信の利用割合が飛躍的に伸びましたことから、局長功績者表彰を受彰しました。

これも東京税理士会日本橋支部長をはじめとする幹事及び会員の皆様方のご協力の賜物であると感謝しております。

今後とも、e-Taxの更なる利用促進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。





2期目の就任にあたって

支部長 中島美和

6月22日の支部総会をもちまして、支部長就任1期目を終え、2期目の職を務めることとなりました。1期目の2年間は、河原前支部長の会務運営方針を継承し、研修、厚生、広報の3つの活動を念頭に運営してまいりました。2年間、4人の副支部長8人の部長をはじめとする40名の幹事の皆様の支えにより順調に会務運営を遂行できたのではないかと考えております。支部総会におきまして、事業報告、決算報告を提案どおり承認していただきました。平成19年度、20年度の2回の支部総会を無事終え、ホッとしているところであります。

また、平成21年度の事業計画、予算案を提案どおり可決していただき、総会終了後の初めての幹事会におきまして、40名の新幹事の中から、藤山清春、岡田昇、浅見達雄、木下純一各氏4名を副支部長に、佐々木則司総務、滝口利子研修、高橋美津子広報、井上眞一厚生、青木久直組織、中沢勇経理、浅井光政綱紀監察、瀬川福美税務支援対策の各氏を各部の部長に指名させていただき、幹事会で承認していただきました。1期目以上に支部運営に力を注いでいく所存ですので、会員の皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

前述しました支部運営の基本3本柱につきまして述べさせていただきます。まず、研修です。東京税理士会は、会則で年間36時間の研修受講を努力義務規程しています。日本橋支部では、支部開催の研修会だけでも努力義務を達成できるよう、充実した研修会を開催しておりますので、会員の皆様積極的に参加して下さるようお願いいたします。あわせて、支部では「支部雑談室」を毎月開催しています。税理士及び税理士事務所の職員からの質問を税務署では受け付けなくなりました。雑談室は税務問題をはじめ、多岐にわたる税理士事務所の、疑問や悩みを解決するためのフリース

ーキングの会です。現在毎月10～20名の会員が出席しています。もしこの会で結論の出ない税務問題が生じましたら、支部から税務署へ問い合わせ、担当審理官の回答をお願いするルートがありますので、積極的に参加していただきたいと思います。次に厚生活動です。現在日本橋支部には、囲碁部、野球部、ゴルフ部、歌舞音曲（カラオケ）部、テニス部、ボーリング部の公認各部があり、各部積極的に活動し、会員間の親睦を深めております。お隣京橋支部には、卓球部、ランニング部があるそうです。会員各位の繋がりを深めるのが、厚生部の目的です。既成の各部に限らず新しい部を立ち上げていただければ、支部は応援いたします。積極的に参加してください。

三番目、広報活動について述べさせていただきます。広報誌「にほんばし」は先輩各位のご努力により今号が第121号と、歴史的にも内容的も東京税理士会他支部の会報と比較して秀逸していると自負しております。私が支部長になりましてから、新任署長様のご挨拶、新任支各部役員の抱負等をタイムリーに掲載するため、8月号の発行をお願いしました関係で、年間3回発行を4回発行にさせていただきました。よりタイムリーで、魅力的な会報を目指しますので、会員の皆様のご寄稿をお願いいたします。

日本橋支部は他支部に比べて、女性会員の構成比率が低く（約14%）常会等への出席も少ない傾向にありました。そこで、2年前に「女性部」を立ち上げていただきました。毎月、興味ある催しを企画、実行していただいておりますので、女性会員におかれましては、積極的に参加していただくようお願いします。

これから2年間、支部長職を精一杯務めますので、よろしくお願いいたします。



着任のごあいさつ

日本橋税務署長 あね ぎき まさよし
姉崎 正 栄

東京税理士会日本橋支部の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、国税庁東京派遣監督評価官室から転任して参りました姉崎でございます。前任の余湖署長同様よろしくお願い申し上げます。日本橋は、五街道の起点であり、江戸時代からわが国の経済、商業の中心である一方、地域の特性を活かした再開発事業が進んでおり、いつの時代も活気に溢れた地域でございます。こうした歴史と伝統が色濃く息づいている日本橋の地において、税務行政に携わることが出来ますことは、誠に光栄であり、また、その職責の重さに身が引き締まる思いでございます。

中島支部長をはじめとする日本橋支部の皆様には、常日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

東京税理士会日本橋支部の皆様方におかれましては、「税を考える週間」や確定申告期における無料相談ほか、東京駅動輪の広場においての広域還付センターや申告案内コールセンターへの会員派遣、租税教室への講師派遣など、多岐にわたる積極的なご支援、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。今後とも更なるご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、IT化・グローバル化の進展など大きく変化しており、調査、徴収事務は、一層複雑・困難なものとなってきております。

一方で、国税庁の定員は厳しい状況にあり、このような状況の中、社会・経済情勢の変化等に的確に対応し、税務行政の使命である「適正・公平な課税と期限内納付の実現」を果たし、国民の負託に応えていくためには納税者の視点に立って的確かつ柔軟に対応していくことが重要であります。

また、電子政府の実現に向けて、納税者利便の向上と行政運営の簡素化・効率化を図るため、e-Taxの普及拡大を最重要課題として取り組んでい

るところであります。

e-Taxにつきましては、多大なご支援・ご協力をいただき、東京局における平成20年度の重点手続きの利用件数は、239万件で、利用率22.7%を確保することができました。これもひとえに、皆様方のご尽力の賜物であります。

今後は、昨年9月に公表された「オンライン利用拡大行動計画」において目標設定された、平成25年度末のオンライン利用率65%（先行手続は、平成23年度末に、70%）という高い目標に向け、更なる普及拡大を図る必要がございます。また、同行動計画において「税理士会との連携を強化する」と明記されており、この高い目標を達成するためには、税理士の皆様方のお力に負うところが極めて大きいと考えております。皆様におかれましては、ご自身の申告はもとより関与先の税務手続についてe-Taxにより代理送信していただきますようお願いいたします。

税務署におきましても、利用者のニーズを的確に把握し、税理士の皆様方のご意見を伺いつつ、更なる利用促進に努めてまいり所存でございますが、日本橋支部におかれましては、今後とも引き続き、研修会を開催するなど代理送信を活用した利用促進に会員の皆様方が取り組んでいただけますよう、よろしくお願いいたします。

また、本年7月10日より、全署で事務運営の一層の効率化及び納税者の利便性の向上を図る観点から、管理部門と各課税部門の「内部事務の一元化」が実施されたところでありますが、円滑な定着に向けてご理解の程よろしくお願いいたします。

税務行政の円滑かつ適正な運営を図っていくためには、税理士の皆様方のご理解とご協力が不可欠であり、東京税理士会日本橋支部の皆様方には、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

新 役 員 の 紹 介



副支部長
藤 山 清 春

この度の支部役員の改選により、前期に続き副支部長を務めさせていただくことになりました。中島支部長を全力で補佐し、活力のある支部運営を図っていききたいと思います。

今期は、組織部及び税務支援対策部を担当することになりました。

組織部では、各ブロック内における相互連絡網の補完ならびに支部諸規則および細則の見直しが主な仕事になりますが、今期は特に支部互助規則の見直しをすることとしています。

また、税務支援対策部では、税理士の社会貢献事業である「アウトソーシング」の対応が重要となりますが、会員の皆様には、積極的に参加していただきますようご協力をお願いいたします。



副支部長
岡 田 昇

支部役員の改選により、再度副支部長を務めさせていただくことになりましたので、宜しくお願い申し上げます。

副支部長として、中島支部長を全力で補佐し、また研修、綱紀担当の副支部長として部長を補佐していきたく思っております。

また、情報システム委員会委員長として、より一層の電子申告等の普及に努力していきたく思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。



副支部長
浅 見 達 雄

この度の役員改選により、再度、幹事に立候補し副支部長の重責を担うことになりました。その責任の重さを痛感しています。今後2年間微力ですが、中島支部長を補佐して会務の運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

広報部と経理部の担当をいたします。それぞれの部の幹事の皆様と協力し、支部の発展に尽くしたいと考えていますが、いずれにしても、会員皆様のご協力なしには運営できません。会報もご寄稿頂くことで出来上がっています。多くの事業を実施していますので、ご参加いただきますようお願い申しあげまして就任の挨拶とさせていただきます。



副支部長
木 下 純 一

この度、副支部長に任命されました、木下です。前期（2年間）は、総務部長として支部活動に携わっていましたが、これから2年間は副支部長として日本橋支部の活動に励むことになりました。

担当は、総務部、厚生部です。また、法対策委員長にも指名されました。税理士会として法対策は、これから重要なものとなります。東京会の宮川法対策委員長と協力して意見を提言したいと思います。

よろしくお願い致します。



総務部長
佐々木 則司

この度の支部役員改選により、引き続き幹事をさせていただくことになりました。

前は初めての研修部なのに部長職を務めることになりましたが、今回も経験のない総務部でまたまた部長職とのことなので辞退させていただこうと思っていましたが、諸先輩方に寄りきられてしまいました。

総会議案書の総務部の事業計画をみると文言はシンプルですが、行うべきことはテンコ盛りです。総務部の皆さまや幹事の方々の力をお借りして消化していき、多少の胃もたれにつきましては皆様からの暖かいご指摘をいただき整腸（整調？成長？）していきたいと思いますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。



(総務部)
東 原 豊

この度の支部役員改選で、引き続き幹事をさせていただくことになりました。

税理士会の抱える課題も年々歳々多岐にわたるなどその役割も大変になってきていますが、支部活動が円滑に推進されますよう、中島支部長、佐々木総務部長のご指導のもと、微力ではありますが一生懸命務めてまいりたいと考えていますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



(総務部)
佐 藤 嘉 光

このたびの役員改選におきまして、引き続き総務部を担当することになりました。前期初めて幹事になり、税理士会の内情とか税理士記念日等の街頭相談会にも参加させていただき有意義な2年間

でありました。

また、この2年間微力ですが、佐々木総務部長のご指導の下支部運営のために邁進して参りますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



(総務部)
安 藤 克 巳

この度の支部役員改選にあたり、再度幹事を務めることになりました。

前任の広報部では、先生方に多大なご協力をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

今度の任務は総務ということですが、気分を一新し微力ながら支部運営にお役に立つよう努力する所存ですので、どうかよろしくお願い申し上げます。



研修部長
滝 口 利 子

就任にあたって、まず、心によぎることは、大変な重責だということです。前任の佐々木研修部長は、本当に素晴らしかったと思います。しかし、お引き受けする以上は、誠実に任務を執行するつもりですので、よろしくお願いします。

研修部長として、1つ目標があります。それは、会員の皆さんが、なるべく機会均等に研修が受けられる環境をご用意することです。そこで、9月、10月、11月に午後5時からの研修を予定しております。1時半からでは、半日潰れてしまうためお忙しくて参加しにくい会員や勤務税理士である会員の皆さんにおかれても、少し仕事を早く終わらせて、研修に参加できるのではないかと思います。ただ、そのためには、会員の皆さんに協力して頂きたいことがあります。これまでは、研修の終了時間まで、受付をしていましたが、受付時間は5時半位までとして、遅くこられた会員は、研修部員に申告して頂くということを考えております。多少、ご不便をお願いすることとなりますが、よろしくお願いします。



(研修部)
齋藤 郁夫

このたびの役員改選におきまして、前期に引き続き研修部の担当幹事を仰せつかりました。会員の皆様が望んでおられる内容豊かな研修を企画し実行するため力を注ぎたいと考えているところです。

微力ではありますが、精一杯努めてまいりますのでご協力をお願い致します。



(研修部)
赤坂 光則

このたびも日本橋支部の幹事に再任され研修部に所属することになりました、赤坂光則（あかさかみつなり）でございます。事務所は茅場町2丁目ですが、これから2年間どうぞよろしくお願いいたします。

昨今の我々税理士を取り巻く中小企業の経営環境は極めて厳しく、我々の使命も大変重要となってきています。

政府の減税一色の景気対策に就きましても適格にクライアントに伝え、タイムリーに適用していかなければなりません。

又、中小企業の事業承継についても、厳しい不況のなかで適切なアドバイスをして行くことが求められています。

こうした情勢を踏まえてできる限りタイムリーなテーマで研修会を開催したいと思いますので諸先生からのご希望やご意見をお寄せくださいますようお願い申し上げます。



(研修部)
結城 昌史

この度、研修部の所属となりました結城昌史と申します。

これまでの支部での活動は、無料相談等が主だったところで、受身の姿勢でした。そんなところに、幹事立候補の打診を受け、「承諾してしまった。」と、というのが本当のところでしょうか？

私自身、よくよく考えれば、支部以外にも、所属している会が幾つかあります。お調子者が災いしてか、いずれもいつのまにか役員になり、そして、案の定、幽霊会員になっていることが多く、どうしたものかと思っていたところです。

研修といえば、税理士業務に一番近く、かつ、役立つはずのものと思います。支部では、幽霊にならず、実体が伴い、一人でも多くの会員が会則研修時間を満たせるような有意義な情報を提供したいと思います。



(研修部)
佐野 典子

この度、研修部幹事となりました佐野です。税理士は、多忙な業務ながら、めまぐるしく変化する社会情勢に応じて常に最新情報や税制を把握しなくてはクライアントに適切に対応することもままなりません。

研修部の一員として、支部研修会などを通じてささやかながら情報発信の手伝いができればと考えております。会場研修で、会員の皆様にお目にかかることとなりますが、なにとぞよろしくお願い致します。



(研修部)

土屋 胖 穂

この度の支部役員の改選に伴い、研修部の担当幹事を仰せつかりました土屋です。

前任の広報部では、会員皆様方のご協力により無事努めさせて頂きましたことを厚くお礼申し上げます。

研修部におきましては、ここ数年で税務当局におきます税務相談体制が大幅に変更されておりますので、会員皆様方のご要望に沿う役立つ充実した研修を心掛けて、微力ではありますが精一杯努力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。



広報部長

高橋 美津子

平成21年度の役員改選により支部幹事に就任致しました。また、広報部長を仰せつかりまして責任の重さを感じております。

千駄ヶ谷の税理士会館で他支部の広報が閲覧できるときがありました。その時いかに日本橋支部広報が充実しているかを実感いたしました。この度、広報部長を仰せつかりまして責任の重さを感じておりますが、部員の皆様と力を合わせて今までの広報のように、会員の皆様に喜んでいただける『にほんばし』を作って行きたいと思います。原稿や写真のご投稿を宜しくお願い申し上げます。



(広報部)

高 木 武 彦

この度の支部役員改選で引き続き幹事を務めさせて頂きたくことになりました。担当は、総務部から広報部となりました。

高橋広報部長のもと、微力ではありますが、一

生懸命務めてまいりたいと思っております。

会員の皆様には、会報の寄稿にご協力の程よろしくお願い申し上げます。



(広報部)

小 出 純 江

この度の支部役員改選にあたり、再び幹事を務めさせて頂きたくことになりました。これから2年間広報部の一員として高橋部長を支え、伝統ある日本橋支部の会報「にほんばし」が会員の皆様により多くの情報を提供し、会員相互の懸け橋となれるよう微力ながら努めてまいりたいと思っております。

原稿依頼のためご連絡した際には、どうぞ笑顔で応じていただけます様よろしくお願い申し上げます。



(広報部)

櫻 井 和 儀

今年度より幹事をやらせていただくことになりました櫻井和儀です。

野球部には十数年お世話になっており、現在キャプテンをやらせていただいています。野球部の活動には長年参加させて頂き、それなりの貢献もできたのではないかと自負しておりますが、今後は野球だけでなく微力ながら支部活動に貢献できたらと考えています。なにぶん初めてのことで右も左もわからない状態ですので、諸先輩方、ご指導のほどよろしくお願い致します。



(広報部)

梅 田 文 江

このたびの支部役員の改選により、初めて支部幹事を務めさせて頂くことになりました。

広報部担当とのこと。何分にも初めてのことな

ので、どれだけ支部活動のお役に立つかはわかりませんが、高橋美津子部長のご指導の下で、会員の皆様に有意義な情報を盛り込んだ支部会報作りに精一杯頑張りますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



(広報部)
鈴木 幸 信

この度、支部役員改選で幹事として広報関係の担当をさせていただくことになりました。「にほんばし」会報には「随筆 笑う門には福来る」で一回投稿(平成19年1月)させていただいております。

微力ながら支部運営に少しでもお役に立てればと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。



(広報部)
小 畑 孝 雄

この度新たに幹事に選任され、広報を担当することになりました。税理士会日本橋支部の「顔」ともいべき広報「にほんばし」。担当する8人と力を合わせて「品格」と「読みやすさ」と「親しまれる」広報と、何兎も追う目標を掲げて頑張ります。

どうぞよろしく。



厚生部長
井 上 眞 一

この度の支部役員改選により、厚生部担当ということで古巣に戻った気分ですが、部長ということで肩の荷の重さを感じています。厚生部の活動は野球部、テニス部、歌舞音曲部、囲碁部、ボーリング部、ゴルフ部の活動の支援が主になりますが、「できるだけ多くの会員の皆様に支部の活動や行事に参加していただき、日本橋支部の中に多く

の顔見知りや友人を作っていただけるようにすること」が目標です。ご協力のほどよろしくお願いいたします。



(厚生部)
岡 本 八 郎

厚生部担当として5年目に入ります。

主にTNG会への参画となりますが、引続き、会員相互の親睦と融和を押し進める厚生部活動を心がけて取り組んでまいります。

ご協力のほどお願い申し上げます。



(厚生部)
山 科 裕 紀

また、厚生部に所属することになりました。他に適当な部が見つからないものですから。しかも厚生部の活動の中ではゴルフと野球しかできません。テニス、囲碁、ボウリング、カラオケは全く駄目です。だからと言う訳ではありませんが、厚生部の活動もちょっとマンネリ化の傾向がありますので、ここで何か違う同好会を作ってみたらどうかと思ってます。例えばハゼ釣り程度の釣り部とか、GIだけの競馬愛好会とか、何か面白そうなのがございましたら厚生部までご連絡ください。



(厚生部)
大 澤 昭 人

この度、役員改選により、厚生部を務めさせていただくことになりました。井上厚生部長のご指導のもと、支部会員の皆様が参加しやすいイベントを企画していきたいと思っています。是非、ご要望をお寄せ下さい。微力ながら2年間、皆様が参加したくなるイベントを念頭にがんばっていきますので、宜しくお願い申し上げます。



(厚生部)
大久保 速雄

この度、支部の幹事として厚生部を担当することになりました。

私自身、囲碁部に属しておりますが、下手の横好きで何にでも口をつっこむタイプですので、皆様の縁の下の力持ちになれるよう、チャレンジしたいと思います。

ストレス解消のためにも、厚生各部への皆様の参加をお待ちしています。



(厚生部)
緑 川 哲

厚生部担当幹事に就くことになりました緑川です。

日本橋支部の厚生活動はゴルフ、カラオケ、テニス、軟式野球、ボウリング、囲碁と多岐にわたり会員の健康維持に取り組んでいると聞いております。

税理士業も駆け出しの私がお役に立てるかどうかわかりませんが精一杯努めますので、会員皆様の温かいご支援を宜しくお願い致します。

なお、私自身の厚生活動は船釣りで月に2〜3回外房方面に釣行してます。釣れても釣れなくても心身のリフレッシュには最高と感じております。



(厚生部)
中 武 昭 夫

この度の改選で幹事をお引き受けさせて頂くこととなりました。

日頃から、心身の健康管理・増進は大切なことと思っておりますが、税理士会日本橋支部として実施する施策が、会員の方々の厚生面でお役に立てるよう、また、会員相互の益々の連携が深まる一助となるよう微力ながら努めさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。



組織部長
青 木 久 直

このたびの役員選挙で引き続き幹事を務めさせていただくことになりました青木久直と申します。初めての組織部、さらに部長職という大任を仰せつかり身の引き締まる思いです。

組織部の任務は、支部規則・細則の見直しと建議、ブロックごとの緊急連絡網の見直し、防災対策の組織整備等です。中島支部長をはじめ諸先輩方のご指導を頂き、微力ながら支部運営のお役に立てるよう精一杯努力して参りたいと考えております。会員の皆様、宜しくお願い申し上げます。



(組織部)
高 木 建 郎

本年度の支部役員の改選により、研修部から組織部に、三期目の幹事を務めることになりました。税理士制度の維持発展のため、日本橋支部の一会員として微力ではありますが頑張っておりますので、会員皆様のご指導の程よろしくお願い致します。



(組織部)
下 村 信 義

このたびの支部役員改選にあたり、再度幹事を務めることになりました。担当は引き続き組織部の所属になりました。

これから2年間、青木組織部長のもと、各ブロックの緊急連絡網の見直し、防災対策の組織整備、支部諸規則細則等の見直しを図り建議することなどの職務に、精一杯努めて参りたいと思います。

会員皆様のご指導とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。



経理部長
中 沢 勇

この度の支部役員改選にあたり、中島支部長より「もう一期やってね」の一言で、再度経理部長を務めることになりました。

一期目は前部長の若狭副支部長のご指導を受けながら、会員皆様のご協力により無事任務を終えることが出来ました。有難うございました。

今期の経理部担当の浅見副支部長も経理部長を経験されており、大変心強く思っています。今期もより一層活発な支部活動が出来ますよう、誠実に業務を進めてまいります。

支部の活動は、会員の皆様からの会費により成り立っていますが、当支部の会員数は法人を含め800名を超える大世帯となっています。事務処理軽減のため、会費の口座振替にご協力下さい。宜しくお願い致します。



(経理部)
澁 谷 三 男

幹事でお世話になります澁谷です。

前期は組織部で、蟻坂先生の下でご指導をいただきました。ありがとうございました。

今期は経理部でございます。中沢経理部長からご指導をいただきまして、経理部の業務を進めてまいります。皆様方のご協力をお願い申し上げます。

「シブヤ」といえば、「忠犬ハチ公」が有名ですが、私「澁谷」も「イヌ年」でございます。



綱紀監察部長
浅 井 光 政

引き続き綱紀監察部長を務めることになりました「浅井光政」でございます。まずは、税務支援対策部長として2年間にわたり皆様方から賜りました一方ならぬご支援とご高配に対しまして、厚く御礼申し上げます。

これからの2年間、日本橋支部のためお役に立ちたいと思っておりますので、従来同様にご指導とご厚誼を賜りたくよろしくお願い申し上げます。



(綱紀監察部)
星 野 光 一 郎

この度の支部役員改選により、支部幹事を務めることになりました。

これから2年間、浅井綱紀監察部長の指導の下、私に出来る範囲のお手伝いをさせていただきます。会員皆様のご指導の程よろしくお願い致します。



(綱紀監察部)
石 井 鋼

引き続き、綱紀監察担当の幹事に就くこととなりました。

前期は、中島支部長・井上部長の「人徳・仁徳」か、何ら問題がなく出番は、証票・バッチの確認と、幹事会等会議への出席のみでした。

今期も、皆様にご協力いただき、無事済むことを願っています。



税務支援対策部長
瀬川 福美

この度の支部役員改選により、税務支援対策部長を務めさせていただくことになりました。

改めて、税務支援の内容を確認いたしますと、税務援助（諸事情により税理士に業務を委嘱することが困難な小規模納税者に対する税務支援）と税務指導（税理士会において指導が必要と認められる納税者に対する税務支援）と規定されています。この趣旨に沿って、中島支部長を始め、副支部長を補佐して皆様方のご支援をいただき微力を尽くしたいと思いますのでどうぞ宜しくお願い申し上げます。



（税務支援対策部）
福岡 敏郎

税務支援対策部を担当させて頂く福岡です。

税務支援対策の支援とは、税務の各局面に応じて納税者に対して様々な支援をするということで、例えば、確定申告期において毎年実施されている、納税者の確定申告書作成の相談と指導を行う「無料申告相談」等がスムーズに行われるように調整するというのが、一つの役割です。

その他「税を考える週間」・「税理士記念日」における税務相談、新規開業の個人事業者に対する記帳方法の指導等の調整等もあり、納税者を身近に感じられる役職です。

私自身、いろいろな場面で勉強をさせて頂きました。今回も精一杯努力したいと存じます。



（税務支援対策部）
花山 三郎

国税局の税務相談室分室が昨年から廃止になり、不便を感じている納税者もいるのではないかと思います。

っていましたので、幹事に就任するに当たっては、多少なりとも分室勤務の経験を生かせる税務支援対策部を希望しました。

確定申告の無料相談に2年間従事させていただきましたが、税理士の関与を受けることの出来ない小規模事業の納税者や通常税務手続きとは無縁なサラリーマン等にとって税務支援対策部とは、正に税理士の使命そのものではないかと感じておりますので、少しでもお役に立てるよう頑張りたいと考えております。



（税務支援対策部）
須佐 正秀

平成19年8月から日本橋支部にお世話になっております。

その支部の仕事に、少しでもお役に立てることがあればと思い、手を挙げさせて頂きました。

税務支援対策部を務めることになりました。

精一杯努力して参りますので、ご協力のほど、どうぞ宜しくお願い申し上げます。



本部理事
若狭 茂雄

この度の東京税理士会の役員改選に際し、会員皆様のご支援を頂き、本部理事に就任し、研修部に所属することになりました。

この2年間は、支部の副支部長として大変ご協力を頂きながら、中島支部長をそれとなく支えつつ共に無事公務を勤めることができましたのも皆様の暖かい支えのお陰と感謝申し上げます。

さて宮川雅夫先生の東京税理士会副会長選挙には力強いご協力を賜り有難う御座いました。素晴らしい結果となりましたことに感謝申し上げます。

これからは宮川副会長と共に会員に喜ばれる東京税理士会を目指して、全力（微力）で努力（頑張る）していきたいと思ひます。

これから2年間皆様の暖かいご指導、ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。



本部理事 坂下 眞一郎

私は東京税理士会の理事を2年間勤めることになりました。日本橋支部では10年間、厚生部だけで活動をしてまいりました。厚生部での活動は平日に事務所を抜け出してのゴルフ、野球等々、レクリエーション活動が多く、事務所員の冷やかな視線を浴びつつも、気軽に楽しませていただきました。理事をお引き受けした当初、長年日本橋支部で活動してきた厚生部を第一に希望しましたが、税務審議部の委員に配属が決まり、先日委嘱書が届きました。税務審議部所掌事項は、

1. 会員から提起された税務争訟事案の審議及び調査研究に関する事項
 2. 税制及び税務行政について調査研究に関する事項
 3. 税理士の業務に関連する会計制度等についての調査研究に関する事項
 4. 日本税務会計学会との連絡協議に関する事項
- と見ただけでも難しい内容で、今までに経験したことがないものです。そこで、どうしたら、このような内容の仕事をこなすことができるのかと、考えてみましたが不安が募るばかりです。以前、新しい仕事をこなす上で必要なものは、思考の柔軟性であるということを本で読みました。本の中には、右上図のような正方形に9つの点が書かれ、この9つの点を4本の直線を使い一筆書きで結べ、というクイズがありました。中々できなくて、私は解答を見てしまいましたが、答えは簡単でした。解説の中に、「あなたは正方形に壁を立てていませんか」という件がありました。更に、柔軟性とは視点を変えることで、視点を変えらばいつもと違うものを見ることだと記してありました。具体的には、通勤時に通常と違う交通機関を使うとか、全く呑んだことのないメンバーと酒を飲むとか、ゴルフへ行くということでした。つまりこれだけで、視点が変わるということです。

これから少し、日常の行動パターンを変えてみようと思います。今までに酒を飲んだことのなかった先生方達とも飲み、肩肘張らないお付き合い

をさせていただきます。東京税理士会の理事の仕事も肩の力を抜き、柔軟性を持って取り組んでまいる所存です。どうぞ、ご支援よろしくお願い申し上げます。

ところで、皆さんは、4本の直線を使い一筆書きで9つの点を結ぶことが出来ましたか？

解答は、私に直接お尋ね下さい。



正方形に点を書いて下さい



本部理事 福本 光男

この度の役員改選に際し、皆様のご支援により再び本会理事に当選させて頂きました。お礼申し上げますとともにその責任の重さを痛感しております。

今期の所属は広報室です。初めての部署で多少の戸惑いはありますが精一杯頑張る所存です。

広報室の仕事は、対外広報（特にマスコミ、メディア等への対応）租税教育が中心となるようです。

過去の資料に目を通しますと、報道関係者との懇談会では、税理士会の主張、考え方を理解してもらうための施策、立案等、大変重要な任務を担っている事が解りました。また、租税教育では、地域によりさまざまな問題点が浮き彫りになってきているようです。今までの総務部の仕事とは異なり、限定された仕事ですが、内容により税理士会各部との連携も重要な要素となります。構成委員の数も少なく、その責任の重大さは計り知れないものだと感じています。

支部の代表として恥ずかしくない発言を心がけ、税理士として東京税理士会としては会員の皆様のためになる施策を検討し、実行できるよう努力したいと考えています。これからもご指導ご鞭撻を頂きたく宜しくお願いいたします。



本部理事
山 本 勝

このたびの東京税理士会の役員改選で、理事に選任されました。2期目でございます。1期目の2年間は理事会や部会（経理）に、ほぼ毎回出席はしましたが、会務について、知らないことが多くて、さしたる活動はできなかったように思います。幸い今期も、やや慣れた「経理部担当」ということですので、東京税理士会発展のために、微力ながら、尽くして参りたいと思います。日本橋支部の先生方には引き続き、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



本部理事
本 田 純 二

この度の役員改選に際し、皆様のご支援により引き続き東京税理士会の理事に就任することになりました。

また、東京会では引き続き法対策委員会を担当いたします。

法対策委員会の所掌事項の目的とするところは、本会関連部・委員会と連携を取りながら、税理士制度及び関連する諸制度に関し、制度の発展を図るための対策を樹立、実施することにあります。

特に、本年度は来たるべき税理士法再改正に向けてその役割は非常に重要であると考えております。

そのため、支部の法対策委員の方々をはじめとして皆様方のご意見を多数いただくことになるかと思いますが、何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



監事
石 川 勝 之

この度の支部役員改選にあたり、引き続き監事を務めさせていただくことになりました。過去に3期6年間にわたり監事を務めさせていただいておりますが、さらに2年間のご奉公となります。

平成17年度から監事は幹事会に出席することができるようになり、また中間監査を行うことができるようになったことから監事の職務の向上がいつそう求められることとなりました。今後さらに「業務の執行」及び「会計」に関する監査内容を充実させていきたいと考えております。

ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



監事
小 峰 浩 一

今回、松下先生の後任に就任いたしました小峰浩一でございます。

十数年前父が脳梗塞で倒れ、それから今日までどうにかやってこられました。この間支部の先生方に変にお世話になり、気持ちの上でも助けて頂きました。

この度ご推挙を受け、少しでもお役に立つことができればと思い立候補いたしました。平成20年度の精度の高い決算報告書を前に、私に出来るのかなと心配しております。勉強と支部役員の先生方にお会いできる機会を与えていただきましたので、石川先生を初め支部の皆様のご指導、ご鞭撻を賜りながら精一杯努める所存であります。何卒宜しくお願い申し上げます。





非上場株式等の納税猶予 に関する相続税と贈与税の比較

引地 栄二



1. 経営承継円滑化法の構成

平成21年の税制改正の目玉である「非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予」は、租税特別措置法において規定されているが、これは平成20年10月1日（第2章は平成21年3月1日）に施行された「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「円滑化法」という）がベースとなっている。

その円滑化法の構成は次のとおりである。

- | |
|----------------------------|
| 第1章 総則（第1条・第2条） |
| 第2章 遺留分に関する民法の特例（第3条～第11条） |
| 第3章 支援措置（第12条～第15条） |
| 第4章 雑則（第16条） |
| 附 則（第1条～第3条） |

このように条文数も少なく、また文章のボリュームとしてもさほど多くはない法律である。（政令も2条しかない。）

そして、「非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予」を臭わせる条文としては第1章から第4章までの本法には無く、附則の第2条において「政府は、平成20年度中に、中小企業における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、その事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、相続税の課税について必要な措置を講ずるものとする。」とあるだけである。（もっとも円滑化法は税法ではないので、あとは税法に委ねると言えるのであるが）

それに対し「非上場株式等の相続税・贈与税の納税猶予」を規定している措置法は非常にボリュームの多い条文となっている。

しかも円滑化法を援用している部分が多いという。では、ボリュームの少ない円滑化法のどこに援用部分があるか探してみると、実は施行規則にそれを見出すことができる。

この施行規則は、本法とは逆に非常にボリュームの多い条文となっている。

ただ、先にも触れたとおり円滑化法には、納税猶予に関する規定は無いので、主に「第3章 支援措置」の「第12条 経済産業大臣の認定」に関する施行規則を援用している。

2. 措置法の条文構成

措置法の条文構成は、次のとおりである。

- 措法70の7 贈与税の納税猶予
- 措法70の7の2 相続税の納税猶予
- 措法70の7の3 贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例
- 措法70の7の4 贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予

このうち措法70の7と措法70の7の2の概略について、比較検討することとする。

3. 措法70の7と70の7の2の共通点

(1) 概要（措法70の7①、70の7の2①）

認定（贈与）承継会社の代表権を有していた個人（先代経営者）から相続・遺贈又は贈与によりその認定（贈与）承継会社の非上場株式等を取得した経営承継相続人等又は受贈者は、期限内申告書の提出により納付すべき相続税額又は贈与税額のうち特例（受贈）非上場株式等に係る納税猶予税額については、担保を提供した場合に限り、一定の日まで納税を猶予する。

(2) 認定（贈与）承継会社（措法70の7②一、70の7の2②一）

円滑化法第2条の中小企業者のうち円滑化法第12条の経済産業大臣認定を受けた会社（個人である中小企業者も経営承継円滑化法の適用を受けるが、納税猶予では株式等の移転が前提なので会社に限定されている。）で、相続開始（贈与）時において、次の要件のすべてを満たすものという。

- ① 常時使用従業員が1人以上であること
- ② 資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないこと
- ③ 上場会社に該当しないこと
- ④ 風俗営業会社に該当しないこと
- ⑤ 相続開始（贈与）日の属する事業年度の直前事業年度における総収入金額が0を超えること等（措令40の8⑦、40の8の2⑨）

＜ポイント＞

経済産業大臣認定を受けるためには相続開始又は贈与の事前に計画的な事業承継に係る取組を行っていることについての経済産業大臣の「確認」を受けておく必要がある。

- (3) 先代経営者である被相続人又は贈与者（措令40の8①、40の8の2①）

次の要件のすべてを満たす者をいう。

- ① 相続開始（贈与）前に会社の代表者であったこと
- ② 相続開始（贈与）直前において、その個人及び親族等（措令40の8⑨、40の8の2⑪）で議決権数が50%超であること
- ③ その個人が後継者を除いたこれらの親族等の中で最も多くの議決権数を有していたこと

- (4) 経営承継相続人等（受贈者）（措法70の7②三、70の7の2②三）

次の要件のすべてを満たす者（二人以上いる場合には認定承継会社が定めた（措令40の8⑧、40の8の2⑩）一人に限る。）をいう。

- ① 相続開始直前（贈与時）において、先代経営者の親族であること
- ② 相続開始（贈与）時において、その個人及び親族等（措令40の8⑨、40の8の2⑪）で議決権数が50%超であること
- ③ その個人がこれらの親族等の中で最も多くの議決権数を有していたこと
- ④ 申告期限まで引き続き特例（受贈）非上場株式等のすべてを有していること
- ⑤ 認定（贈与）承継会社の経営を確実に承継すると認められる要件として一定のもの（措規23の9⑪、23の10⑨）を満たしていること

＜ポイント＞

適用対象者は（推定）相続人に限定されていない。これは（推定）相続人の中に必ずしも資質と自覚のある後継者がいるとは限らないので、

親族まで範囲を拡げている。

- (5) 特例（受贈）非上場株式等（措令40の8②、40の8の2④）

- ① $A \geq C - B$ の場合… $C - B$

- ② $A < C - B$ の場合… A

A：経営承継相続人等（受贈者）が相続・遺贈又は贈与により取得した認定（贈与）承継会社の非上場株式等の数等

B：相続開始又は贈与直前に経営承継相続人等（受贈者）が有していた認定（贈与）承継会社の非上場株式等の数等

C：相続開始又は贈与時の認定（贈与）承継会社の発行済株式総数等の2/3（1株未満切上）

- (6) 継続届出書（措法70の7⑩、措法70の7の2⑩）

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項を記載した継続届出書を次の期限までに税務署長に提出する必要がある。

- ① 経営（贈与）承継期間（申告期限から5年を経過する日までの期間）（措法70の7②六、措法70の7の2②六）

経営報告基準日（申告期限の翌日から1年を経過するごとの日。以下「第一種基準日」という。措法70の7②七イ、措法70の7の2②七イ）の翌日から5月を経過する日

- ② 経営（贈与）承継期間の末日の翌日以降

経営報告基準日（経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日。措法70の7②七ロ、措法70の7の2②七ロ）の翌日から3月を経過する日

＜ポイント＞

この継続届出書とは別に、認定（贈与）承継会社も経営（贈与）承継期間中は毎年、経済産業大臣に対し一定の書類を提出する必要がある。

- (7) 経営（贈与）承継期間内の納税猶予期限（措法70の7④、措法70の7の2③）

経営（贈与）承継期間内に次のいずれかに該当した場合には、それぞれに定める日から2月を経過する日までが納税猶予期限となり、納税猶予税額の全額を利子税と合わせて納付しなければならない。

- ① 経営承継相続人等（受贈者）が代表権を有しないこととなった場合…有しないこととなった日

- ② 第一種基準日において常時使用従業員の雇用の8割を維持できなくなった場合…第一種基準日
- ③ 経営承継相続人等（受贈者）の要件に該当しなくなった場合…該当しないこととなった日
- ④ 経営承継相続人等（受贈者）が特例（受贈）非上場株式等の全部又は一部の譲渡等をした場合…譲渡等をした日
- ⑤ 認定（贈与）承継会社の要件に該当しないこととなった場合…該当しないこととなった日
- ⑥ 経営承継相続人等（受贈者）が納税猶予の適用を受けることをやめる旨の届出書を税務署長に提出した場合…届出書を提出した日
- ⑦ その他一定の場合
- (8) 経営（贈与）承継期間経過後の納税猶予期限（措法70の7⑥、措法70の7の2⑤）
- 経営（贈与）承継期間の末日の翌日以降に次のいずれかに該当した場合には、それぞれに定める日から2月を経過する日までが納税猶予期限となり、納税猶予税額の全額又は一定額を利子税と合わせて納付しなければならない。
- ① 経営承継相続人等（受贈者）が特例（受贈）非上場株式等の全部又は一部の譲渡等をした場合…譲渡等をした日
- ② 経営承継相続人等（受贈者）が納税猶予の適用を受けることをやめる旨の届出書を税務署長に提出した場合…届出書を提出した日
- ③ その他一定の場合

<ポイント>

経営（贈与）承継期間経過後の納税猶予期限は、経営（贈与）承継期間内の納税猶予期限に比べ該当事由が少ない。要するに縛りが緩くなる訳である。例えば、経営承継相続人等（受贈者）及び特別関係者の議決権割合が50%以下となった場合、経営（贈与）承継期間内であれば納税猶予期限の要件となっているが、経営（贈与）承継期間経過後であれば要件となっていない。したがって、納税猶予は続くことになる。ただし、これは今回の納税猶予についてだけの話であり、次の経営承継の際、そのままの状態では先代経営者の要件を満たさないことになるので、注意が必要である。

4. 措法70の7と措法70の7の2の相違点

(1) 移転最低限度数

① 相続税（措法70の7の2①）

移転最低限度数は設けられていない。

② 贈与税（措法70の7①）

贈与が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める贈与であるときに限り、適用を認めている。

イ $A \geq C - B$ の場合

$C - B$ 以上の贈与

ロ $A < C - B$ の場合

A すべての贈与

A：贈与直前に贈与者が有していた認定贈与承継会社の非上場株式等の数等

B：贈与直前に経営承継受贈者が有していた当該認定贈与承継会社の非上場株式等の数等

C：贈与直前の認定贈与承継会社の発行済株式総数等の2/3

<ポイント>

相続の場合には、必然的に被相続人所有の株式全株が移転するので、移転最低限度数を設ける必要はない。なお、経営承継相続人等の要件である議決権数さえクリアしていれば、相続又は遺贈により被相続人所有の株式全株を取得する必要はない。

贈与の場合には、贈与する株数を自由に決めることができる。発行済株式総数等の2/3を有すれば議決権数については経営承継は完結するとの考え方に立ち、上記算式の $A \geq C - B$ ならば $C - B$ 以上、 $A < C - B$ ならば A すべてを移転最低限度数として設けている。

(2) 納税猶予税額の免除

次のいずれかに該当することとなった場合には、その該当することとなった日から6月以内に「免除届出書」を税務署長に提出することにより納税猶予税額の一定額が免除される。

① 相続税（措法70の7の2①）

イ 経営承継相続人等が死亡した場合

ロ 経営承継期間の末日の翌日以後に経営承継相続人等が特例非上場株式等につき贈与税の納税猶予の適用に係る贈与をした場合（措令40の8の24-42項）

② 贈与税（措法70の7⑥）

イ 贈与者が死亡した場合

ロ 贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合

<ポイント>

②イの場合には措法70の7の3により経営承継受贈者が贈与者から特例受贈非上場株式等を相続又は遺贈により取得したものとみなされ、贈与時の価額で相続税の課税が行われる。この場合、要件を満たすのであれば措法70の7の4により相続税の納税猶予を受けることができる。

(3) 先代経営者である被相続人又は贈与者（措令40の8①三）

上記3（3）の他に贈与者の要件として、「贈与時に認定贈与承継会社の役員でないこと」というのがあり、これは相続税にはない。

つまり贈与税の場合には、贈与前に役員を退任していなければならないので、贈与のタイミングに十分注意する必要がある。

(4) 経営承継相続人等（受贈者）（措法70の7②三、70の7の2②三）

上記3（4）の他に次の要件がある。

① 相続税（措法70の7の2②三ロヘ）

イ 相続開始日から5月を経過する日において認定承継会社の代表者であること

ロ 相続開始時において特定後継者であり、かつ、相続開始直前においてその会社の役員であったこと（措規23の10⑨）

② 贈与税（措法70の7②三イロヘト）

イ 贈与日において20歳以上であること

ロ 贈与時において認定贈与承継会社の代表者であること

ハ 贈与日まで引き続き3年以上、認定贈与承継会社の役員等（措規23の9⑩）であること

ニ 贈与時において特定後継者であること（措規23の9⑪）

<ポイント>

贈与税の場合には、20歳以上であり、かつ、役員就任後3年以上経過し、かつ、代表者に就任してからの贈与でなければならない。

それに対し、相続税の場合には相続開始直前において役員であれば良く就任期間は関係ない。また代表権についても相続時に代表者である必要はない。

これらは、相続は課税時期を選べないが、贈与は課税時期を選べるので、より計画的に経営承継を実施することを要求している表れである。

(5) 納税猶予税額

① 相続税（70の7の2②五）

イ 特例非上場株式等の価額を経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして計算した経営承継相続人等の相続税の額

ロ 特例非上場株式等の価額×20%を経営承継相続人等に係る相続税の課税価格とみなして計算した経営承継相続人等の相続税の額

ハ 納税猶予税額＝イ－ロ

② 贈与税（70の7②五）

（特例受贈非上場株式等の価額－110万円）×税率（百円未満切捨）

<ポイント>

納税猶予の対象となる特例（受贈）非上場株式等の価額は、相続税の場合80%（20%分は納税）、贈与税の場合100%である。

5. その他

相続税は平成20年10月1日以後の相続について遡って適用され、贈与税については平成21年4月1日以後の贈与について適用可能となっている。

その関係で、相続税については申告期限の延長や経済産業大臣の確認不要などの特例がある。

なお、経済産業大臣への申請や届出の提出先は全国に9か所ある地方経済産業局であることを最後に付記しておく。



旭日小綬章を受章して

岩波 一

1、農家の長男という宿命

高校進学にあたって中学の担任は再三わが家を訪れ、地元進学校の諏訪清陵高校へ行くことを親に勧めた。しかし私の祖母（我が家の実力者、母は養女で父も養子である）は、その高校へ入学すれば必ず大学へ行きたいと言いだすに決まっている。大学へ行ったら最後、帰ってきて農業を継がなくなる、と頑なに進学校へやることを拒んだ。父母も後継ぎがいなくなつては困るので祖母に従わざるを得なかった。かくして私は大学進学を諦め、これからの農業には商才も必要であろうと言う父の勧めもあって、諏訪実業高等学校商業科に入学することになる。

入学と同時に野球部に入り連日の厳しい練習が始まった。農家で育った私は算盤や商業科目に馴染めず、ますます野球一本槍の高校生活になっていった。三年になりようやくレギュラーのポジションを得た矢先、激しい練習で酷使した脚が動かなくなってしまった。甲子園地区予選半ばで私の野球に賭けた夢は潰え去った。その後も歩くのがやっとという有様で脚の状態は遅々として回復せず、卒業後も病院通いが続き、東京で専門医の検査も受けたが原因不明、怠け者病ということになってしまった。

そんな折、父が農協の役員をしていたため、欠員ができた信用部の貯金係の手伝いをさせられることになった。私が勤務した日から貯金係は毎日残業の連続となる。私の算盤ミスのせいである。商業高校卒だから当然に算盤ができ簿記が解っているものと思われていたが、冷や汗ものだった。

2、淡い夢を抱いて上京

日本経済の成長とともに諏訪の精密機械産業に労働力は吸収されて、三ちゃん農業の時代へとかわってゆく。強いて農業を継がなくてもいいかと思うようになった。脚の治療のため通っていた整体療術師に東京の知り合いの所で働いてくれと誘われ、六ヶ月熟慮の末、東京三田の日本電源工業という町工場にお世話になることになった。大学に行けるかもしれないという微かな夢を抱いて。入社後しばらくして経理事務のおばさんが倒れ入院してしまった。社長が君は商業高校出だったね、経理もやってくれないかといとも簡単に言う。会社の経理は全然経験がないから駄目ですと言ったら、前の人のを見ながらやれば出来るからと押しつけられてしまった。さて、どうしたものかと困って、夜は電車の広告で知った専修大学会計学教室に通った。そこで税理士という職業があることを知るが自分には関係のないことだと思っていた。

3、税理士試験に挑戦

しかし、同社が不景気の煽りを食って倒産、最後の給料も貰えないまま放り出された。職安の世話にもなったが、私には社会的に何のとりえもないことを痛感した。その時から税理士試験に挑戦してみるかと真剣に簿記の勉強を始めた。一年目で簿記論を取り、二年目は会計事務所に勤務しながら三科目、三年目に残りの一科目も取り、昭和四十二年に晴れて合格となった。四十四年十二月に本郷で税理士登録をし、翌年日本橋支部へ移ってきた。日本橋支部は、自由闊達で私にはとても居心地がよく、渡辺至先生を初め諸先輩方の薫陶を受けながら、おかげさまで事業も税理士としての私自身も成長することができた。

4、専税協議会の役員として平山会長を実現

平成六年から専税協議会の総務委員長を務めていた私の任務は、専税協議会の推薦候補者を東京会の会長に当選させることであり平成七年、平山氏の当選を果たした。私は、「これでおれの役目は終わった。役職から無罪放免となり、自分の仕事ができるぞ」と思いしや、当選させるため尽力した者が平山内閣を支えないでどうすると再三口説かれ、常務理事広報部長に就任することとなった。これを契機に、平山二期目は総務部長を引き受け、東京会の中枢部での活動にのめりこむことになる。

5、東京税理士会の副会長に立候補

平成十六年に私を副会長にしようという動きが出てきた。私は麹町の坂本英雄先生を副会長にしたかったので、支部の中島、宮川両先生に相談のうえ坂本先生を口説きに行った。が、振り返りにあい私の方が口説かれてしまった。覚悟を決めて立候補、日本橋支部の皆さんの応援と専税協議会に支えられて十七年四月なんとか当選を果たした。日税連の理事への推薦を受けていたが、軽い脳梗塞を起こし三週間ほど入院する。退院の2、3日前、日税連の総務部長就任要請の電話があり、不安もあったがベッドの上で就任を承諾した。それから二年間どうにか役目を果たすことができたのは幸いであった。今年、日本橋支部から若手の宮川雅夫先生が副会長に当選してくれたことは、我がことのように嬉しかった。

6、叙勲を受けて

四月の初め国税局より「内閣府より叙勲の内示がありましたのでお知らせします。おめでとうございます。」と電話がかかってきた。耳を疑い思わず聞き直してしまった。私は、「適任者ではないと思いますので、他の方に差し上げて下さい」と辞



退すると担当官氏曰く、「内閣府では、叙勲の基準に照らし全てをお調べしたうえで決めていますので、受けてもらわねば困ります」。そう言われてはと、ありがたく頂戴することになった。

叙勲を受けて何より嬉しかったことは、税理士仲間、友人や同級生が我がことのように喜んでくれたこと。もう一つは家庭を全く顧みず仕事と会務に明け暮れた四十年だったので、少しは家族への罪滅ぼしになったかなあという願いもある。これまで私を励まし支えてくれた日本橋支部の皆さん本当に有難う。皆様の御多幸を祈り、最後に心より感謝申し上げます。

随 筆



親を想う

谷 本 宏 朗

私はテレビで野球やゴルフの試合を見るのも好きだが、何といても相撲を見るのが大好きだ。夕方用事があってテレビを見られない時は必ずビデオをとって置いて、夜遅くなってもそのビデオを見る。

今年の夏場所は特に素晴らしかった。ベテラン大関の魁皇と千代大海がカド番（大関の場合3場所続けて負け越すと大関から落ちる）を頑張って何とか大関に留まった。その必死の闘い振りも感動したが、何と言っても軽量の新進大関日馬富士（25才）の活躍・優勝が素晴らしかった。彼のひたむきな



初優勝し支度部屋で母ミヤグマルスレンさんにほおをなでられる日馬富士

闘志は以前から好きだし、大関になって三場所目の今場所は特にその闘いぶりは毎日感動的だった。

彼の性質も日本人に好まれるものだと思う。優勝したあとのインタビューもただ「嬉しいです。

嬉しいです。」だけで外に言葉がなかったし、又アナウンサーに強く要請されて「私を生んでくれた両親に先ず感謝します。」という言葉も、又来日してそばで見ていた母親（父親は交通事故で既に故人）をやさしく抱くようにしていたのも感動的だった。千代の富士を想い出させるような彼のすべては今後の角界の楽しみである。

生まれた時から全盲の、ピアニスト辻井伸行さん（20才）が4年に1度米国テキサス州で開かれる国際ピアノコンクールで7月7日優勝した。インタビューで彼は「私を生んでくれた両親に感謝します。」と言った。「又もし一度だけ目が見えたら何を見たいですか。」という少し失礼な質問に「両親

の顔が見たい」と言っていた。

いつの時代でも親を敬うということは仲々難しいが、特に戦後の我が国には「修身」の教育が全くなくなってしまったので、若い人には親を敬うことが殆どなくなってしまった。まして他人の前で堂々と親に感謝すると公言する青年は少ない。

そのような時に外国の人や身体に障害をもつ若い人から親に感謝する言葉を聞くことは本当に嬉しい。彼等の苦労は並大抵のものではなかった筈だ。

既に両親を失っている自分としても生前に親に十分盡せなかったことを本当に悔やむ。「親孝行したいときには、親はなし。」とは良く言ったものだ。

各部だより

〔総務部〕

平成21年4月幹事会4月10日

審議事項

1. 平成20年度・21年度各部事業報告及び事業計画について
2. 平成20年度・21年度支部会計収支報告・予算について

上記の件について、4月20日までに取りまとめて顧問、相談役会に提案し、次回の幹事会で幹事会の承認を得ることを承認した。

3. 東京会役員選挙について

日本橋支部会員宮川雅夫会員が副会長に立候補したことに伴い、支部として応援することを承認した。

4. 支部役員選挙について

役員改選の年で、役員選挙が行われる。選挙管理委員長荒木会員より選挙日程等の報告があり、それに従って運営することを承認した。

5. 標準支部規則及び標準役員選挙規則一部改正に伴う支部規則及び支部役員選挙規則一部改正について

本会の、規則等変更にともない、支部規則等の変更の必要が生じた。改正案について、本会の承認があるので本会に改正案を提出し、承認を得て後、支部総会で承認することを承認した。

報告事項

1. 支部常会の件 4月6日に開催された。

2. 登録調査の件

3. 東京会役員選挙結果（理事）の件

日本橋支部（定員5名）より若狭茂雄、福本光男、坂下眞一郎、本田純二、山本勝各会員が立候補し定員につき当選確定した。

4. その他 支部事務局のセキュリティーの充実のために入館システムを変更する。

各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成21年5月幹事会 5月14日

審議事項

1. 平成20年・21年度各部事業報告及び事業計画の件
2. 平成20年度・21年度支部収支報告・予算の件
上記2件につき、報告があり、支部総会に提出することを承認した。
3. 支部総会、当日分担の件 総務部長の提案を承認した。
4. 役員懇親旅行の件 坂下厚生部長より提案があり提案に従って行うことを承認した。
5. 署との定例連絡協議会の件 10月22日に行うことを承認した。

報告事項

1. 東京会役員選挙の件 支部会員宮川雅夫氏が、副会長に当選した。
2. 支部役員選挙の件 支部長、幹事ともに定数と同数の立候補があり、支部役員が決定した。
3. 確定申告無料相談連絡協議会報告

4. 法対・支部法対等合同会議の件
5. 顧問相談役会の件
6. 登録調査の件
7. その他

各部報告、理事会報告 委員会報告 以上

平成21年6月幹事会 6月4日

審議事項

1. 定期総会白紙委任状における代理人及び議案に対する賛否の件 支部長に委任されたものとして取り扱うことを承認した。
2. 支部総会席上における来賓挨拶の件 別紙のとおり行うことを承認した。
3. 定期総会、懇親会の分担再度確認の件 別紙のとおり行うことを承認した。
4. 会員事務所職員の表彰に関する件 総会の日研修会終了後に行うことを承認した。
5. 事務局夏季休暇日程の件 8月12日から15日とすることを承認した。
6. 平成21年度定期総会開催日の件 ロイヤルパークホテルと協議の上、6月21日頃行うことを執行部に一任することを承認した。

報告事項

1. 会計監査報告の件 石川監事より
2. 支部実務研修会の件
3. 東京会定期総会の件
4. 10月定例連絡協議会、中央都税事務所との連絡協議会の支部からの要望、質問事項の募集と10月開催予定常会、研修会、懇親会の開催案内文書発送の件

各部報告、理事会報告、委員会報告、 以上

常会報告

平成21年4月6日

上記期日に支部常会が行われ、支部長挨拶に続き各部報告、理事会報告がされ、会員と意見交換した。

[研修部]

研修会の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成21年4月6日（月）13：45～16：00

講 師：日本橋税務署 法人課税第3部門

総括上席調査官 牛嶋俊明 氏

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：印紙税の基礎と実務事例

日 時：平成21年5月1日（金）18：00～20：00

講 師：望月文夫 先生（税理士）

会 場：日本橋支部会議室

テーマ：国際税務 第三回 国際源泉課税の適用

※ 夜間連続研修会

日 時：平成21年6月22日（月）13：15～14：45

講 師：久保内 統 先生（弁護士）

会 場：ロイヤルパークホテル

テーマ：もし社員が裁判員に選ばれたら

～クライアントからの相談への対応～



定期総会研修会「裁判員に選ばれたら」（久保内弁護士）

日 時：平成21年7月7日（火）13：30～16：30

講 師：望月文夫 先生（税理士）

会 場：綿商会館6階

テーマ：国際税務の総集編と21年度改正のポイント

日 時：平成21年7月27日（月）13：30～16：30

講 師：木村金蔵 先生（税理士）

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：超実務相続対策ノウハウ公開セミナー

相続税対策基本5原則パートⅠ 基本編

日 時：平成21年8月5日（水）13：30～16：30

講 師：木村金蔵 先生（税理士）

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：超実務相続対策ノウハウ公開セミナー

相続税対策基本5原則パートⅡ 実務編

《今後の予定》

日 時：平成21年9月15日（火）18：00～20：00

講 師：中村芳昭 青山学院大学教授

会 場：日本橋公会堂

テーマ：租税法の基本問題（仮題）

日 時：平成21年10月1日（木）14：30～16：30

講 師：国税不服審判官 菅納敏恭 氏

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：審査請求の実務

日 時：平成21年10月22日（木）時間未定

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：所得税、資産税、消費税、法人税の改正
点及び誤りやすい事項

日 時：平成21年11月2日（月）時間未定

講 師：日本橋税務署 担当官

講 師：中央区役所 担当官

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：年末調整

日 時：平成21年11月16日（月）17：00～19：00

講 師：朝長英樹 先生（税理士）

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：組織再編税制について（仮題）

税理士雑談室の結果報告と参加のお願い

《最近実施した税理士雑談室》

日 時：平成21年4月10日（金）17：30～19：30

講 師：参加者15名

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成21年5月8日（金）17：30～19：30

講 師：参加者13名

日 時：平成21年6月12日（金）17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

講 師：参加者15名

会 場：日本橋支部会議室

《税理士雑談室参加のお願い》

毎月第2金曜日（原則）の17：30から支部事務局で開催しています。

税法や税法周辺項目の質問、疑問のある方はご参加いただき、皆で気軽に意見を出し合って話をすすみましょう。

他会員の質問を聞くこともタメになりますので是非ご参加ください。

[厚生部]

<野球部>

野球部の活動状況に関してご報告します。

<春の支部対抗大会>

今年も恒例の春の支部対抗大会が行われ、4月3日に1回戦で玉川支部と対戦し、7対4で勝ちました。1回裏に幸先よく1点を先制しましたが、3回に3点を奪われ一旦は逆転されてしまい、一気に緊張感が走りましたが、その裏に3点を取り返し再度逆転してからは落ち着いた試合となりました。同日の午後、2回戦で品川支部と対戦し、20対3という大

差で勝ちました。両チーム得点なく迎えた2回に14点の猛攻で難なく2連勝できました。続く3回戦は、4月9日に本郷支部と対戦し7対9で惜しくも負けました。初回2点を先制され、4回に6点の追加点を奪われ一時は6点差となりましたが、4回に5点、5回に1点と反撃し、なんとか1点差まで詰め寄りましたが、6回に1失点し負けてしまいました。ちなみに本郷支部は第4位となりました。応援にいらしてくださった先生方ありがとうございました。

平成21年4月3日 支部対抗1回選

	1	2	3	4	5	6	7	計
玉川支部	0	0	3	0	1	—	—	4
日本橋支部	1	0	3	3	X	—	—	7

平成21年4月3日 支部対抗2回選

	1	2	3	4	5	6	7	計
日本橋支部	0	14	6	—	—	—	—	20
品川支部	0	0	3	—	—	—	—	3

平成21年4月9日 支部対抗3回選

	1	2	3	4	5	6	7	計
本郷支部	2	0	0	6	0	1	—	9
日本橋支部	0	0	1	5	1	0	—	7

<第一ブロックリーグ>

第一部ブロックの6支部で毎年行っている第一ブロックリーグが始まりました。初戦は春の支部対抗大会で優勝した麻布支部と5月14日に対戦しました。強風の中、初回に1点を先制されましたがその裏に5点を奪い記憶にないくらいぶりの麻布戦の勝利かと思いきや、すぐに6点奪われ、終わってみれば7対9で負けました。続く2回戦は6月5日に予定されていましたが、雨で延期となりました。

平成21年5月14日 ブロックリーグ（1回戦）

	1	2	3	4	5	6	7	計
麻布支部	1	6	0	2	0	—	—	9
日本橋支部	5	1	1	0	0	—	—	7

<親善試合>



6月10日にこれも毎年恒例の日本橋税務署との親善試合を行いました。全員打席に立つという特別ルールで和気あいあいと行われました。

櫻井和儀

〈ゴルフ部〉

第268回T.N.G会は、4月7日 武蔵カントリー倶楽部 笹井コースにて26名の参加者で開催しました。

優勝は、池田明治会員、2位が高山房之会員、3位が新沼勝三郎会員、ベストグロス森一郎会員という結果になりました。次回は、9月の開催を予定していますので参加をお待ちしています。

○成績

優勝	池田 明治	G 92	N66
2 位	高山 房之	G 87	N72
3 位	新沼勝三郎	G 110	N74
ベストグロス賞	森 一郎	アウト43、イン42	

〈囲碁部〉

4月10日 日本橋棋院の小林健二7段をお迎えして、三面打の指導碁をお願いしました。小林先生は体調を崩されていたこともあり、15戦して、日本橋支部の8勝7敗の成績でした。

各月の月例会は予定どおり開かれています。このところ出席者が少ないようです。時間どおりでなくとも、随時参加、退席できますので、是非ご参加下さい。

会員の岡田進先生には、5月21日逝去されました。紙上をお借りして心から御冥福をおいのります。後半の日程は、次のとおりです。

月 例 会 7/16(木)、8/11(火)、9/10(木)、10/7(水)

秋季大会 11/5 (木) PM 1時～8時

プロ指導 12/11 (金)

なお、9月10日は、目黒の塚本先生の設営される予定ですので、後日通知します。

〈歌舞音曲部〉

お誘い

支部歌舞音曲部では毎年10月にカラオケ発表会を行っています。今年から東税健保会館が利用出来なくなりましたので、下記の場所日程で開催いたします。

日 時 平成21年10月24日(土) 13:00～17:00

場 所 こだまホール(千代田区須田町1-26-3
エッサム本社ビル4F)

神田駅と須田町の間で足場が大変便利になりましたので、当日は是非お出かけ下さることを御誘い申し上げます。

歌舞音曲部長 中島重敏

〈テニス部〉

4月7日(火)は、京橋支部との合同練習会を行いました。練習会場となった日比谷公園では桜の花がちょうど満開、テニスコートのナイター照明に照らされ、とてもきれいでした。テニスよりもお花見?がしたい気分です。練習内容は、アップのための乱打を行い、その後京橋・日本橋で混成チームを作り練習試合を行いました。



4月14日(火)は、品川プリンスホテルのホームコートで松岡コーチ指導のもと練習会を行いました。新入部員の積極的な参加のもと練習にも合いが入ります。5月の試合に向けて、正確性を向上させるためのボレー練習、攻撃からの退避策としてのロブ練習と実践的な練習を行いました。

春期東京税理士会テニス大会は、当初予定していた5月8日(金)が雨天により延期となったため5月22日(金)の有明テニスの森庭球場で開催となりました。春期大会は税理士の妻も参加出来る大会です。参加組は、丹羽正裕・岩川由美子組、野沢慶太郎・中島三枝子(妻)組、青木久直・中沢良江(妻)組の3組です。東京税理士会のテニス大会は、午前中に他支部との混成4組で予選を行い、1位から4位までを決めます。午後は予選で決まった順位をもとにグルーピングが行われ予選で1位の組は1位グループへと進み、各順位グループごとにトーナメント戦が行われます。今回は野沢慶太郎・中島三枝子(妻)組が1位グループ、丹羽正裕・岩川由美子組、青木久直・中沢良江組が2位グループへと進みました。野沢慶太郎・中島三枝子(妻)組は入賞を逃したものの、2位グループへ進んだ丹羽正裕・岩川由美子組が2位グループ優勝、青木久直・中沢良江組が2位グループ3位となりました。また、支部対抗では4位に入賞しました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っております。練習内容は、初心者からベテランまでレベルにあった練習をプロの松岡コーチが組み立ててくれます。そして練習後の飲み会も和気あいあい。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は支部事務局までご連絡下さい。

—今後の大会予定—

秋季大会 10月14日(水) 予備日 10月27日(火)
支部対抗戦 11月17日(火) 予備日 11月20日(金)

[組織部]

4月10日

支部規則及び支部役員選挙規則の一部改正案を策定、幹事会に提案し承認された。

5月24日

支部規則等の一部改正案について本会の承認を得た。

6月22日

支部総会において第3号議案「日本橋支部規則等の一部改正の件」が承認された。

[経理部]

「平成21年度支部会費納入のお願い(口座振替のお知らせ)」の文書を発送しました。

会費の納入方法は、①郵便振替②口座振替の併用となっていますが、郵政民営化にともない、①の郵便振替は手数料が大幅アップしております。又、②の口座振替の方が入金後の事務処理も軽減されます。現在郵便振替をご利用の皆様には、預金口座振替の申込用紙を同封しておりますので、口座振替ご利用下さるよう、お願いいたします。

[税務支援対策部]

日本橋法人会、東京商工会議所からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成21年実施日	会場	担当税理士
4月8日(水)	法人会事務局	二瓶 正之
4月22日(水)	〃	渡辺 春樹
5月27日(水)	〃	皆平 弘一
6月10日(水)	〃	福嶋 孝臣
6月24日(水)	〃	坂下 弘子

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成21年実施日	会場	担当税理士
4月3日(金)	中小企業相談センター	福嶋 孝臣
4月24日(金)	〃	結城 昌史
5月22日(金)	〃	皆平 弘一
6月12日(金)	〃	猪股 正明

[法対策委員会]

- 4月10日 本会法対策委員会より送付のあった(平成22年度税制改正及び税務行政に関する意見書並びに、平成20年度支部法対等統一課題検討結果報告書)を幹事会で配付した。
- 4月14日 本会法対策委員会と支部法対等との合同会議が(東京税理士会館)で開催され出席した。

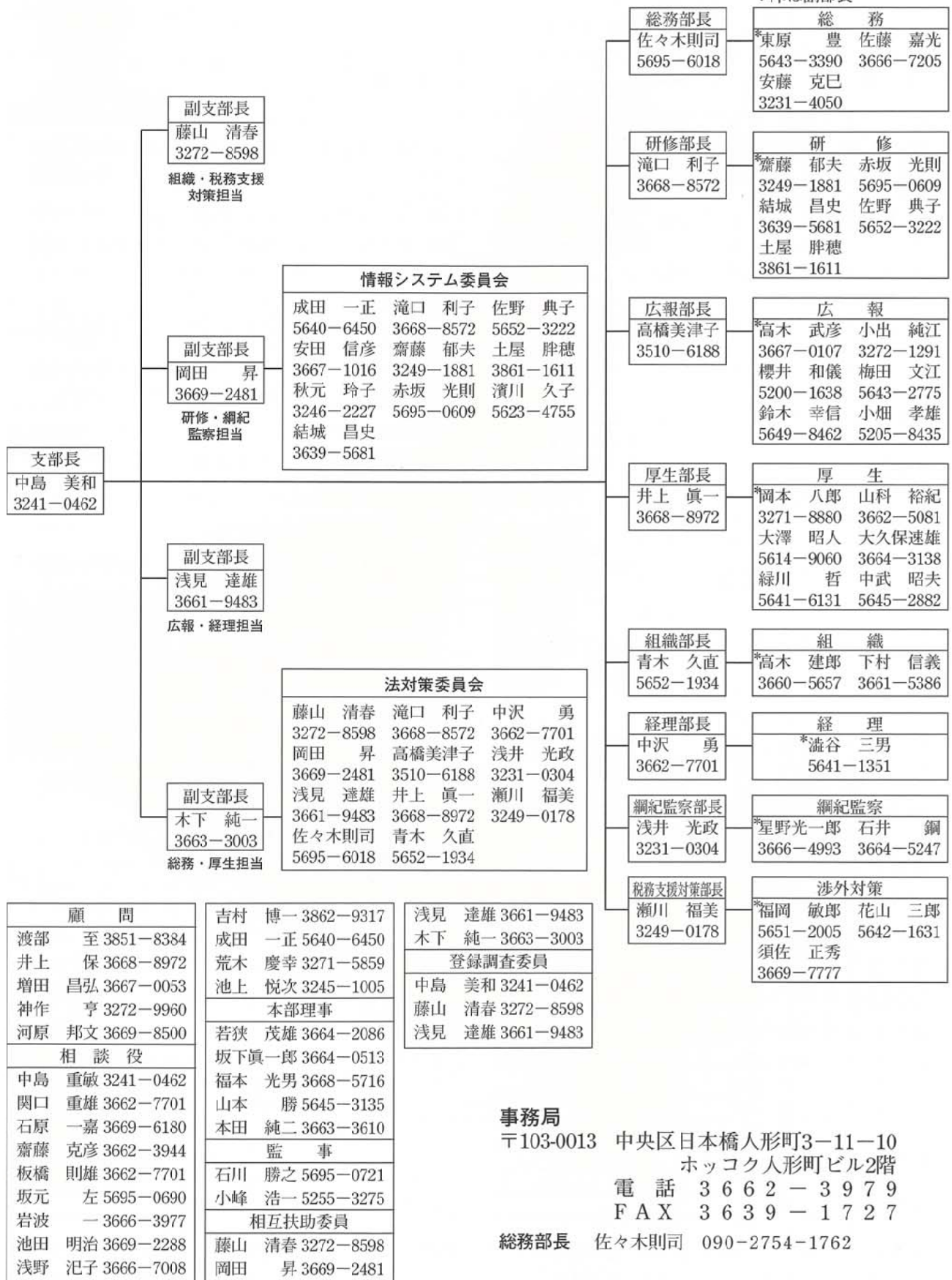
議 題

- 支部法対等への課題等検討結果報告
- その他



東京税理士会日本橋支部平成21年度 役員及び組織図

*印は副部長



日本橋署新旧幹部職員名簿

平成21年7月10日現在

官 職	新 任 者		官 職	前 任 者	
	氏 名	前 任 部 署		氏 名	異 動 先 部 署
署 長	姉崎 正栄	監督評価官室 室長	署 長	余湖 俊治	【勇退】
副署長(個)	澤城 教典	銚子 副署長	副署長(法)	久木元剛美	麻布 特別調査官(法人)
副署長(総)	中村 栄作	〔留任〕	副署長(個)	若木 裕	徴収部 S7 特別徴収官
副署長(法)	藤田 伸一	庁 情技室 課長補佐	副署長(総)	中村 栄作	〔留任〕
特 官(法)	木本 忠	京橋 特別調査官(総合)	特 官(法)	野中 哲己	知覧 署長
特 官(法)	橋口 誠	四谷 特別徴収官	特 官(法)	持田 修身	麹町 特別調査官(源泉)
特 官(法)	川渕 清	〔留任〕	特 官(法)	川渕 清	〔留任〕
特 官(法)	安齋 光一	〔留任〕	特 官(法)	安齋 光一	〔留任〕
特 官(源)	有賀 正樹	松本 副署長	特 官(源)	平井 雅規	武蔵府中 特別調査官(法人)
総務課長	白尾 幸一	茂原 総務課長	総務課長	室橋 健司	本所 副署長(総担)
特 官(徴)	門間 三夫	小石川 管理徴収1統括官	特 官(徴)	栗城 正男	【平成21年3月定年退職】
			管理統括	木内 雄二	柏 管理運営3統括官
管運1統括	坂本 憲治	川崎南 個人1統括官			
管運連調官	貞廣 政則	市川 管理徴収1上席			
管運2統括	田中美津子	品川 法人2統括官			
管運3統括	駒場 利文	日本橋 法人8統括官			
管運4統括	白井 茂雄	足立 法人2統括官			
徴収統括	坂詰俊一郎	〔留任〕	徴収統括	坂詰俊一郎	〔留任〕
個 1 統括	藤井 義則	神田 税理士専門官	個 1 統括	伊藤 寛明	千葉東 管理運営1統括官
個 2 統括	須川 光芳	〔留任〕	個 2 統括	須川 光芳	〔留任〕
個3科統括	中村 茂樹	川崎南 法人1統括官	個3科統括	田中 貢	渋谷 特別調査官(所得)
資産統括	林 祐一	千葉東 納税専門官	資産統括	伊藤 雅夫	大森 資産統括官
特 官(法)	干場 浩平	〔留任〕	特 官(法)	田中 稔	【平成21年3月定年退職】
特 官(法)	下村 豊秋	〔留任〕	特 官(法)	佐藤 重喜	練馬東 特別調査官(法人)
特 官(法)	大森 和雄	〔留任〕	特 官(法)	干場 浩平	〔留任〕
特 官(法)	斎藤 薫	鶴見 特別調査官(法人)	特 官(法)	下村 豊秋	〔留任〕
特 官(法)	水野 清孝	新宿 特別徴収官	特 官(法)	大森 和雄	〔留任〕
特 官(源)	長浜 信介	八王寺 法人1統括官	特 官(源)	西成源四郎	【平成21年3月定年退職】
特官連調官	山田 敏子	〔留任〕	特官連調官	山田 敏子	〔留任〕
法 1 統括	藤原 弘康	東京上野 法人1統括官	法 1 統括	佐藤 典洋	世田谷 特別調査官(法人)
法 連 調 官	久場 昭彦	蒲田 法人連絡調整官	法 連 調 官	三上 数徳	東金 法人2統括官
			法 2 統括	野中 敏朗	川崎南 管理運営3統括官
法 2 統括	笹谷 哲三	日本橋 法人3統括官	法 3 統括	笹谷 哲三	日本橋 法人2統括官
法 3 統括	佐藤 富子	荻窪 法人2統括官	法 4 統括	藤森みわ子	四谷 管理運営3統括官
法 4 統括	小嶋 等	浅草 法人4統括官	法 5 統括	久保田英二	川崎西 法人1統括官
法 5 統括	高橋 泰明	日本橋 法人11統括官	法 6 統括	對馬 勝男	日本橋 法人7統括官
法 6 統括	吉村 昇二	松戸 法人5統括官	法 7 統括	金子 和年	中野 法人4統括官
法 7 統括	對馬 勝男	日本橋 法人6統括官	法 8 統括	駒場 利文	日本橋 管理運営3統括官
法 8 統括	志賀 龍二	日本橋 法人9統括官	法 9 統括	志賀 龍二	日本橋 法人8統括官
法 9 統括	戸崎 保博	東京局 査察5 主査	法 10 統括	柴田 照恵	四谷 法人3統括官
法 10 統括	古賀 聡信	渋谷 総合特官 連絡調整官	法 11 統括	高橋 泰明	日本橋 法人5統括官
			法 12 統括	三田 益司	浅草 法人3統括官
国 専 官 法	小堀 精治	芝 国専官法	国 専 官 法	沼田 定美	麹町 国専官法
国 専 官 源	矢田 敏昭	〔留任〕	国 専 官 源	矢田 敏昭	〔留任〕
審 専 官 法	尾曲 浩一	〔留任〕	審 専 官 法	尾曲 浩一	〔留任〕
審 専 官 源	松浦 俊幸	〔留任〕	審 専 官 源	松浦 俊幸	〔留任〕
課長補佐	中村 隆	小石川 課長補佐	課長補佐	漆畑 正俊	東京審判
総務係長	八木橋勇一	木更津 総務係長	総務係長	三方 信幸	東京局 課二 法人課税課
会 計 係 長	埜村 伸一	〔留任〕	会 計 係 長	埜村 伸一	〔留任〕

中央都税事務所からのお知らせ

8月 は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、8月3日（月）に発送します。

＜納期限＞平成21年8月31日（月）

＜ご利用になれる納付方法＞

① 金融機関※¹・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

② 口座振替※²

③ コンビニエンスストア※³

＜利用可能なコンビニエンスストア＞

エーエム・ピーエム くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス
スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート
ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストアー ローソン（50音順）

④ 金融機関※¹・郵便局のペイジー対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※⁴

※¹ 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※² お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係（03-5912-7520）へお問い合わせください。

※³ 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。

※⁴ O^{pay}（ペイジーマーク）の入っている都税の納付書に限りです。

O^{pay}領収証書は発行されません。（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアをご利用ください。）

O^{pay}新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

O^{pay}保守点検作業のため、ご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）をご覧ください。

【お問い合わせ先】事務所等が所在する区を所管する都税事務所の個人事業税係

昨年度に引き続き、平成21年度も

23区内の小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します



減 免 対 象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分

ただし、個人又は資本金等の額が1億円以下の法人が所有するものに
限ります。

減 免 割 合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減 免 手 続 減免を受けるためには、申請が必要です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、7月下旬に「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしております。減免の要件を確認のうえ、12月28日（月）までに申請してください。

※ 前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所

支部会員異動のお知らせ

平成21年4月1日～
平成21年6月30日

〈入会〉

4月1日 高村 耕平

〒103-0025

日本橋茅場町2-3-6

宗和税理士法人

電話 3669-8085

4月23日 安藤 倫子

〒103-0027

日本橋3-5-12

ニュー八重洲ビル5階

税理士法人みかさ

電話 6202-1238

4月23日 北村 聡

〒103-0011

日本橋大伝馬町12-17

月村マンションNo.30 204号室

今井信吾税理士事務所

電話 5640-2878

4月23日 中澤 浩美

〒103-0023

日本橋本町1-4-12

日本橋センタービルディング5階

電話 4530-3175

4月23日 中野 智也

〒103-0022

日本橋室町3-2-9

駒井ビル7階

丹羽正裕税理士事務所

電話 3548-1161

4月23日 星川 望

〒103-0026

日本橋兜町7-16

日本橋兜町幸ビル4階

税理士法人HOP

電話 5614-8700

4月23日 山田 忍

同 上

4月23日 柳生 雅信

〒103-0026

日本橋兜町18-5

日本橋兜町ビル4階

成沢剛宏税理士事務所

電話 5644-7525

5月1日 金 日永

〒103-0026

日本橋兜町11-13

たちばなやビル5階

電話 6206-2844

5月21日 成松 博典

〒103-0014

日本橋蛸殻町1-14-10

5月21日 廣岡 穰

アナリティカビル1階

電話 3249-8038

〒103-0025

日本橋茅場町3-5-5

中日本ビル2階

電話 5623-6667

6月17日 向後 一郎

〒103-0011

日本橋大伝馬町2-14

パールビル8階

税理士法人松下会計事務所

電話 3668-1237

6月24日 遠藤 了

〒103-0022

日本橋室町1-7-1

スルガビル7階

AGS税理士法人

電話 6803-6720

同 上

〈転入〉

4月1日 山口 義夫

〒103-0001

日本橋小伝馬町7-13

ストリアビル7階

電話 6423-0410

4月8日 出縄 良人

〒103-0025

日本橋茅場町1-9-2

稲村ビル

電話 5645-8805

4月27日 里吉永太郎

〒103-0007

日本橋浜町3-16-9-802号

電話 3662-5557

4月27日 嶋根 秀雄

〒103-0007

日本橋浜町2-17-8

KDX浜町ビル7階

ペーカードリージャパン税理士法人

電話 6638-6641

4月30日 高橋 美和

〒103-0015

日本橋箱崎町32-3-1003

大島幸治税理士事務所

電話 3663-6878

6月2日 嶋田 貴文

〒103-0027

日本橋3-15-7

薮伊豆総本店ビル8階

6月23日 樋口 裕一
電話 3275-0108
〒103-0028
八重洲1-4-21共同ビル
藤間秋男税理士事務所
電話 5201-6555

〈法人入会〉

税理士法人コーチ
〒103-0026
日本橋兜町18-5
日本橋兜町ビル4階
電話 5644-7525

〈事務所住所変更〉

高島 順一 〒103-0027
日本橋2-15-3
和孝江戸橋ビル6階

中村 佳子 〒103-0013
日本橋人形町2-1-7
リビオ日本橋人形町307号
電話 3666-5359

森萩 裕子 〒103-0022
日本橋室町1-12-11

齊藤 由利 〒103-0027
日本橋2-16-13
ランディック日本橋ビル1階

佐藤 幹雄 同 上

井上 慶太 〒103-0015
日本橋箱崎町32-2-704号
電話 6206-2382

田山 毅 〒103-0023
日本橋本町4-8-17
KN日本橋ビル7階

米永 功 〒103-0013
日本橋人形町1-18-8
第二篠原ビル

〈事務所電話番号〉

小山 栄一 電話 3527-9004

〈事務所名称変更〉

成沢 剛宏 税理士法人コーチ
堀内 智文 同 上

〈転出〉

北濱 郁男 新宿支部へ
広川 裕一 麹町支部へ
小田 陽一 四谷支部へ
阿部 海輔 渋谷支部へ
菅野 浩 京橋支部へ

北川 嘉久 玉川支部へ
柳生 雅信 浅草支部へ
高橋 克幸 渋谷支部へ
横山 繁正 玉川支部へ
高橋 佐千雄 北沢支部へ

〈退会〉

松下 昇三 業務廃止
笹原 由春 業務廃止
栗田 牧子 業務廃止
北村 聡 関信越会へ
田代 一浩 千葉県会へ
田嶋 俊也 東北会へ
本多 匡之 業務廃止
吉川 和郎 業務廃止

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

杉田 勝三	昭和19年10月19日生れ	64歳
	平成21年4月23日死亡	
岡田 進	昭和3年2月2日生れ	81歳
	平成21年5月21日死亡	
山本 清	昭和17年9月24日生れ	66歳
	平成21年6月4日死亡	

編集後記

「後生畏るべし」という言葉が論語に出てくる。「後進の者は努力次第でどれくらいの力量を身につけてくるか解らないので、侮ってはいけない。」といった意味。ところが新聞や出版業界では「校正恐るべし」と言い換えられて流布しているらしい。念には念を入れて「校正」をしたつもりでも、完璧な校正は難しい。

本号から、新しい広報委員7名が編集を担当した。誤字・誤植が無い様一生懸命校正したつもりだが、万が一ミスがあったらとヒヤヒヤの思いで発行を迎えている。

某人曰く、それもそうだが、われわれ税理士にとってほんとに恐ろしいのは「更正恐るべし」の方ではないかな…?

広報委員 小畑 孝雄

時間にとり、
気持ちにとり。
そして、関与先との
強いつながりのために。



税理士協同組合の報酬自動支払制度

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。
e-NET(オンライン型)とPOST(郵送型)の2つの方式から選べます。

税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス

TEL 0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

顧問料
の集金

税理士界ひとすじの
実績と信頼で、
不動産案件に守秘・誠実対応!

不動産
の売買

売却・購入

相続

不動産M&A

広大地評価

鑑定評価

有効利用

不動産のことなら
なんでも
ご相談ください。



税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

医療の進歩に対応した
アフラックの
いちばん新しい

「がん保険」誕生!

全税共会員の皆様は
「集団取扱」で
保険料が割安!

がん保険

生きる気持ちに、本気で応える
**アフラックの
がん保険**
フォルテ

新登場

■トータルケアプラン300S・200S・140S

- 安心1 がんと診断後の一時金に加えて、
2年目から5年目までの4年間※
ライフサポート年金でしっかり応援! (※生存されている場合)
- 安心2 がんの通院治療は充実の日額1万円保障!
- 安心3 多様化する先進医療にも対応!
先進医療の種類によって、所定の限度額を上限に実費を
給付金としてお支払いし、さらに一時金の保障もあります。
- 安心4 訪問面談・専門医紹介 新登場!
このサービス(プレミアムサポート)は、株式会社法研が提供するサービスです。

★詳しくは、パンフレットをご覧ください。

引受保険会社/アフラック 首都圏総合支社 TEL 03-3344-1580
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階 AF012-2008-0114 5月15日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

TEL 03-3340-5533

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



税理士とその関与先のために
日税グループからの
お知らせです。

■全国税理士共栄会

正会員(税理士)、
準会員(関与先など)の皆さまへ

団体長期
所得補償

VIP大型総合保障制度

団体長期障害所得補償保険

あなたが病気やケガで働けなくなった時、収入を維持していくための保険です。しかも、1~2年の短期補償ではなく最長70歳まで毎月保険金をお支払いする超長期補償です。

◎保険料は団体割引30%(全税共のスケールメリット)適用。

■税理士協同組合

組合員の先生・事務所勤務の皆さま 専用

集団扱 自動車保険・火災保険

◎年払：一般でのご契約より保険料が5%割引となります。

(集団扱一括引による割引)

集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにお問い合わせください。

引受保険会社/株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-4034 SJ08-01823 (2008.6.5)

お問い合わせ先 ■全税共・税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-0709 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング9階

所得補償保険に医療保険がプラスオン

団体所得補償保険+新・団体医療保険

保険料は30%の団体割引最高料率を適用

病気やケガで仕事に就けない、収入がない…。
 そんなときの収入と入院医療費を手厚く補償！

団体所得補償保険の特長(税理士の場合)

- ①保険料は30%の団体割引最高料率を適用
- ②無事故戻しは払込保険料の20%
- ③病気でもケガでも幅広く補償
- ④入院だけでなく自宅療養でも補償
- ⑤月額最高200万円を補償
- ⑥新規加入は79歳、継続加入は84歳まで加入OK
- ⑦地震・噴火・津波などの天災でも補償
- ⑧死亡時には50万円を限度に葬祭費用の実費を補償
- ⑨加入は簡単、医師の診査は不要！

新・団体医療保険の特長(税理士の場合)

- ①保険料は30%の団体割引最高料率を適用
- ②病気でもケガでも幅広く補償
- ③入院1日目から補償！日帰り入院も補償
- ④必要な補償だけをセット(入院・手術補償に限定)
- ⑤新規・継続とも79歳まで加入OK
- ⑥1入院最高120日を補償！(通算で1,000日まで補償)
- ⑦補償は2コース！日額1万円と5千円
- ⑧地震・噴火・津波などの天災による入院も補償
- ⑨加入は簡単、医師の診査は不要！



団体所得補償保険
月額最高200万円を最長1年間補償！
 入院1日目から補償、日帰り入院もOK！
 新・団体医療保険

「団体所得補償保険」「新・団体医療保険」とも、それぞれ単独でも加入できます！

■お申し込み・お問い合わせ先■

指定代理店 **株日税サービス** TEL 03(5323)2111 FAX 03(5323)2123
 (引受保険会社 (株損害保険ジャパン))

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL 03(5363)2011(代)

支部定期総会より

